

平成23年（2011年）6月紀北町議会定例会会議録

第 4 号

招集年月日 平成23年6月7日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成23年6月17日（金）

応 招 議 員

1 番	奥村 仁	2 番	東 貴雄
3 番	樋口泰生	4 番	太田哲生
5 番	瀧本 攻	6 番	入江康仁
7 番	家崎仁行	8 番	玉津 充
9 番	奥村武生	10番	東 篤布
11番	東 清剛	12番	松永征也
13番	平野隆久	14番	中津畑正量
15番	川端龍雄	16番	平野倅規
17番	中本 衛	18番	北村博司

（うち遅刻議員）

6 番 入江康仁

不 応 招 議 員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	山岡哲也
会計管理者	平谷卓也	総務課長	中場 幹
財政課長	堀 秀俊	危機管理課長	五味 啓
企画課長	川合誠一	税務課長	家崎英寿
住民課長	工門利弘	福祉保健課長	谷 吉希
環境管理課長	井谷 哲	農林水産課長	脇 博彦
商工観光課長	川田多実博	建設課長	上村康二
水道課副参事	橋倉一樹	紀伊長島総合支所長	橋本樹徳
教育委員長	大和秀昭	教 育 長	安部正美
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	村島成幸
監 査 委 員	井上 寛		

職務の為出席者

議会事務局長	羽根川政昭	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志	書 記	玉本真也

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

17番 中本 衛	18番 北村博司
----------	----------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

---

川端龍雄議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であり、定足数に達しております。

なお、6番 入江康仁君から遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告を申し上げます。

---

川端龍雄議長

それでは、定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日の日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

議事運営上、朗読は省略することといたしますので、ご了承ください。

---

## 日程第1

川端龍雄議長

それでは日程に従い議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

17番 中本 衛君

18番 北村博司君

のご両名を指名いたします。

---

## 日程第2

## 川端龍雄議長

次に、日程第2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され、審査を行った案件について、各常任委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務財政常任委員長 北村博司君。

## 北村博司総務財政常任委員長

皆さん、おはようございます。

6月7日の本会議におきまして、私ども総務財政常任委員会に、議案第26号と、議案第28号の審査が付託されました。翌8日に総務財政常任委員会を開催いたしまして、審査を行いました。その結果について、ご報告申し上げます。

まず、議案番号とは異なりますけれども、担当課所管課の順序に従って、審査の順番を一部入れ替えております。

まず、議案第26号 紀北町税条例の一部を改正する条例を議題といたしました。出席は、太田哲生副委員長、奥村仁、樋口泰生、東清剛、川端龍雄各委員、それと委員長が私、北村でございます。出席者理事者側は、家崎課長以下担当職員であります。

まず、町税条例の内容でございますけれども、説明を受けておりますのは、地方税法では平成23年中の災害によって、住宅や家財などに損害を受けた人は、その損額額を申告して雑損控除を受けることにより、24年度分の住民税が軽減されることになっております。この附則第22条を追加することにより、3月11日に発生いたしました東日本大震災にかかわる雑損控除額の特例として、平成22年分の損害額として申告して雑損控除の適用を受けることにより、23年度分、通例より1年早いわけですが、平成23年度分から被災者が税負担の控除を受けられるようにするものであります。

また23条につきましては、住宅ローン減税のことです。租税特別措置法では、住宅借入金特別税額控除の適用の要件に、適用を受ける年の12月31日まで、その住宅に居住してきたことが条件になっております。附則第23条を追加することにより、住宅が滅失や損壊により居住できなくなった場合も残存期間についても税額控除の適用を受けられるようにするものであります。これが改正の主な点であります。

この説明に対しまして、最初に、紀北町には、つまり東日本大震災の被災者が対象でありますから、本町においても適用される方がいるのかというお尋ねがございました。これに対

して家崎課長のほうから、5月現在で5人の方が本町に転入されてきておられますけれども、この方たちが来年度から町民税の減税措置を受けることができると、税務署に問い合わせたところ、今のところ転入された被災者から相談に来ていただいている例はないということであつたということでございます。

これに対しまして委員のほうからは、3月11日の大震災で本町に転入された方ではなく、この町内で被災して適用を受けた方はいるのかというお尋ねがございました。これに対して担当課長からは、あくまで特例で、東日本5県の方に対象を限定されているということでありま

ります。これに対して委員のほうからは、この地域でも大震災の津波で被害を受けた漁業関係の施設もあるけれども、これに対しては適用されるのかというお尋ねがございました。これに対して課長のほうからは、災害を受けて通常の雑損控除は受けられると思うけれども、町内における被害については、この条例の、つまり特例措置の適用は受けられませんと。

ということはですね、委員のほうからは、それぞれの漁業関係施設については、保険なり何なりで対応なのか、減免の申し入れがあつた場合の対応をどうするのかというお尋ねがございました。課長からは、減免措置につきましては、あくまでも今回の条例の対象となるのは、所得割の納税義務者に限定しているので住民税が軽減されることになると、漁業関係施設の被害等についても被害額を申告してもらえば、所得税も町民税も減額されるという答弁でございました。

さらに委員のほうからは、法人でも適用されるのかというお尋ねがございました。これに対して法人も地方税法では定められておるといふ回答でございました。

さらに突っ込んで、例えばということでございますけれども、委員のほうから、三陸地方で水産加工製造業していた法人が被害を受けて、事業を当地方に移すというケースについては、適用されるということかというお尋ねがございました。これに対して課長のほうからは、この条例改正は特例措置を定めていて、法人についての措置については、ここでは正確に答えられないということでございます。

以上で質疑を終り、反対、賛成討論なく、採決の結果、全員賛成で、本案については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしております。

次に、議案第28号 平成23年度紀北町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたしました。出席委員は、先ほどと同一であります。

最初に、「総務課」所管分を議題といたしました。予算書の8ページに記載されてお

すけれども、東日本大震災へ私どもの町の職員が合計12人、それに保健師とあわせて派遣されておりますけれども、総額補正額は190万5,000円です。職員手当が108万3,000円、現地への旅費が62万6,000円、需用費24万6,000円で、そのうちさらに詳細に申し上げますと、管理職特別勤務手当が12万円、時間外勤務手当が96万3,000円、普通旅費62万6,000円、消耗品費5万円、燃料費19万6,000円です。

これに対する質疑におきましては、本町から派遣された職員の業務内容についての報告が求められました。これに対して中場課長からは、現地での業務内容は被災者生活再建支援金、義援金、応急仮設住宅の申請受付の業務、それから拾得物の受付業務、さらに給水業務、また建設課の技師が職員の中に1人入っておりますけれども、この職員の場合は被災家屋の罹災証明発行による住家被害調査の業務を行っております。また福祉保健課から派遣されました保健師につきましては、避難所及び各家庭を訪問して健康相談業務を行ったということでございます。

この被災者生活再建支援金制度について、財源はどこから出るのかというお尋ねがございました。これは国の制度でありまして、国から出されるということです。

また、派遣された職員の現地での宿泊についてのお尋ねがございました。これに対して中場総務課長からは、当初、避難所における支援業務という連絡でございましたけれども、その場合は避難所で宿泊を予定していたということでございます。ところが現地に入るところ、業務内容が変更されましたので、1班から3班までは市役所の一部を借りて宿泊いたしております。最後の4班は市内の民宿に宿泊したということでございます。

この宿泊費につきまして、旅費の中に含まれているのかというお尋ねがございまして、そのとおりであるということでございます。

以上で、総務課を終わりました。次に、「財政課」所管分を審査いたしました。堀課長以下担当職員であります。

最初に、今回の補正予算後の基金残高についてのお尋ねがございました。堀課長からは、平成23年度末、今年度末の見込みとして、財政調整基金が14億7,062万1,000円、そのほかの基金を加えた基金総額の見込みが39億170万3,000円ということであります。

これに対して委員のほうからは、もう少し基金を使ったほうが良いという意見もあると思うけれども、どう受け止めるかというお尋ねがございました。これに対して財政課長からは、現在の基金残高が決して十分な金額とは思っていないけれども、貯めるばかりということではなく、今回の補正においても繰り入れを行っている、基金からの繰り入れを行っている

る。できるだけ一般財源の持ち出しを少なくしていくためにも、補助金、起債等ですね、活用していくことも重要であって、両面の考え、基金からの繰り入れと、一方で一般財源を持ち出しを少なくするための補助金、起債活用していくということの両方の面を考えて対応していきたいと思うという方針でございました。

これに対して委員のほうからは、起債などの基本的な使い方について、どんな場合に起債を起こすのか、町債を起こすのかという基本的な考えについてのお尋ねがございました。これに対して財政課長からは、起債につきましては、事業の必要性を考慮し、事業によってどういう起債を使えば有利なのか、個々の事業によって判断しているということでした。

さらに委員のほうから、現尾上町長になってから起債残高が増えていると、財政担当課として5年後、10年後はどのような計画を立てているのかというお尋ねがございました。これについてはかなり長引いた議論になっております。財政課長からは、資料の12ページをご覧くださいと思いますけれども、旧海山、旧紀伊長島町の合併当初の起債残高、平たくいえば借金ですけれども140億円ございました。これが平成21年度に110億円台に減少しておりますけれども、学校改築、相賀小等になりますけれども、学校、現在、これから紀北中の改築というのもございますけれども、その学校改築や役場庁舎の移転等の事業もあるので、財政担当課としてはでき得る限り120億円台を超えないように配慮していく必要があると、一番少ないときは110億円台にまで減少したけれども、今後、事業が続くので120億円台を超えないようにしたいという方針が示されました。

これに対して委員のほうから、起債残高、借金の残高が減少したのは前町長のときであって、現町長になってからは増加している、財政健全化計画も作成していると思うけれども、財政担当課としてはどのように考えているのかというお尋ねがございました。財政課長からは、財政健全化計画で示された数字ですと、23年度目標は115億円となっているけれども、交付税の一部が臨時財政対策債に振り替えられていると、国のほうで振り替えるわけですが、国でもやむを得ないという理由で了解をいただいているというお答えがございました。これについては細部にわたってかなり議論が続きました。

さらに委員のほうからは、長期総合計画、基本計画は来年から始まるので財政計画もしっかりしたものを作成し、早めに公表してもらいたいという要望がございました。財政課長は、わかりましたというお答えをいたしております。

さらに別の委員からは、今後も災害関係の避難路整備は行っていくと思うけれども、その

規模はどのぐらいで、それらも合併特例債を使っていくのかというお尋ねがございました。これに対して財政課長からは、現在、避難路の関係については担当課で事業の把握を進めていると、どのような財源を使えば有利なのかを判断して執行していくことになるけれども、起債を使う場合は過疎債は利用できないと、よって合併特例債を利用していくことになるだろうと思うというお答えでございました。

以上で、「財政課」所管分を終わりました。

次に、「危機管理課」所管分を議題といたしました。五味危機管理課長以下、総合支所長も含めて関係者が、担当職員が出席いたしております。

最初に、内容説明であります。10ページの歳出予算についての説明がございました。予算書の10ページです。まず、消防費のうちの災害対策費につきまして 3,983万 2,000円を増額して、7,186万 8,000円となっております。このうち災害対策事業 300万円の増についてでありますけれども、これは現在、本町が備蓄いたしておりました災害用備蓄品から、東日本大震災の救援物資として毛布 800枚をすでに提供いたしております。これの補充が1つです。それから要援護者対策、災害弱者といわれる方々ですね。要援護者対策として折り畳み式リヤカーを10台購入して両区へ5台ずつ配備すると、それから防災行政無線管理事業については補助事業の対象となったことでの財源の変更更正であるということです。

次に、地震津波災害避難路整備事業 2,658万 9,000円についての内容でありますけれども、避難路の整備としては、相賀地区の避難路整備工事、避難階段を設けるものですが、この測量設計業務委託料は 315万円、整備工事費 1,155万円です。次に長島地区西町、西町となっておりますが、ちょっとこの字名がちょっと私違うように思いますけれども、長島神社の後ろのほうですね。あそこはちょうど字の境目ですんで、ちょっと微妙ですが、避難路の整備工事費が42万円ですね。それから東井ノ島地区の避難路整備工事費 525万円です。そのほか津波避難場所及び海拔表示ですね。そのアルミ板の作成委託料が 321万 9,000円、あと避難路の修繕費、小修繕の15箇所程度で総額 300万円の予算計上であります。

次に、緊急雇用創出事業、津波等災害対策推進事業費 1,024万 3,000円については、緊急雇用創出事業臨時特例交付金の活用によって新たな雇用を確保して、避難施設等の海拔測量作業、海拔ステッカーの添付作業及び避難場所を点検、清掃、草刈り等の軽微な作業の実施を予定しているということです。この緊急雇用は3人でありまして、そのうち1人は測量業務のできる作業員が1人、それから普通の作業員を2人の、計3人の共済費及び賃金として 642万 9,000円、津波避難場所及び海拔表示コンクリート対応ステッカー作成委託料 185万



4,000円、そのほか測量機具のレンタル料、自動車のリース料等 196万円の計上であります。以上であります。

以上で説明を終わりました、委員のほうから、まずですね、避難路の今回3箇所あげられております避難路の整備事業として、相賀地区、長島神社の裏側ですね。それから東井ノ島というのは、あの秋葉山という都市公園ございますが、それに裏側から上がる避難路の工事以外で、15箇所という内容のリストがあるかというお尋ねがございました。これに対して五味課長のほうからは、その15箇所の選定は済んでいないと、現時点。各自主防災会からの要望箇所に優先順位をつけて実施していきたいと、特に地権者、土地の所有者の承諾に時間を要することから、すでに承諾を受けている箇所、早期に実施可能な箇所から修繕に取りかかりたいという説明でございました。

これに対して委員のほうからは、15箇所というのはアバウト、つまりザツとした数字なのか、例えば相賀地区、長島神社及び秋葉山の3箇所の次にくる優先順位の箇所が30箇所あって、地権者等の問題で早期に実施不可能な場所を除いた15箇所を実施するということかと、これは1つの例として発言されたわけですが、あるいは選定した15箇所の修繕を進めていき、9月までに地権者の了解が得られた箇所があれば、この15というのは13にもなって、少なくなってしまうという数字なのかというお尋ねがございました。これに対して五味課長からは、15箇所という箇所数は1箇所当たり20万円程度の小規模修繕ということで試算した数字であると、総額 300万円ですね。それが1箇所30万円かかるのであれば、修繕箇所は10箇所になってしまう。とにかく現段階で承諾を得られ、早期に施工可能な箇所から実施していく予定であると、また今後の現地確認の段階で小規模修繕ではなく、工事発注が必要な規模の箇所が明らかになれば、9月補正で別な形で対応していくというお答えでございました。

これに対して委員のほうからは、9月補正ということなら同一年度を実施するということになるけれども、今回の6月補正でもう少し大きな金額が計上できなかったのかとお尋ねがございました。これに対して課長のほうからは、現段階で地権者の同意を得られ、実施可能な箇所が今回計上させていただいた箇所だと。今後、現地を精査して地権者の同意を得た後に対応していきたいというお答えでございました。

さらに、この総額 300万円の小規模の修繕費について、小分けして随意契約で発注していくという理解でいいのかというお尋ねがございました。これに対して課長からは、300万円分の業務をまとめて入札で発注することも可能であると思うけれども、会計事務規則によると20万円未満の場合は、修繕は契約書の作成を省略することが可能であるので、現場確認、

用地の同意等の進捗状況により臨機応変に対応する予定だと、今回の場合はただいまの委員の指摘したとおり、建設課の町内一円道路修繕費と同様の考え方で計上していると、つまり箇所を特定せずにこのぐらいということであります。

これらの説明に対して、委員会のほうからは、地権者の同意を得るのが困難な箇所もあると聞くけれども、先日、これは防災問題特別委員会ですけれども、大紀町に視察にまいりまして、谷口町長からさまざまなアドバイスをいただきましたけれども、その中の1つに地権者の同意が困難な箇所については、町長自ら交渉を行っている、職員に任せておけないと、これははっきり申されましたけれども、紀北町においても、町長が先頭に立ってですね、議員も協力してやっていかなければならないと、緊急課題ですので。課長や担当職員が交渉するのと、町のトップ、つまり尾上町長が先頭に立って交渉するのでは、随分地権者の反応が違いうだろう。その点についてどう思うかというお尋ねがございました。これに対して五味課長からは、現段階では職員で対応しているけれども、用地交渉が困難な箇所が出てくれば町長に対応していただくということも考えられると、こういうお答えでございました。

これに対して委員会のほうからは、担当課が町長にお願いするのではなくて、町長自らが率先して交渉にあたるべきではないかという指摘がございました。これに対して課長からは、現時点では、担当課から町長に対して用地交渉についてのお願いはしていないけれども、今回の避難路整備については町長も自ら休日等に地域に出向き、現場の確認等を行っているというお答えでございました。

さらに、ただいまの300万円の問題ですけれども、委員からは、例えば、地元の建設業協会に一括して委託して、その中で適切な業者に個々の箇所を修繕してもらうことは考えていないのかと、地元がかかわることによって用地交渉についてもスムーズに進むと思うと、また、責任を負っていただくという言い方は少し違うけれども、業者、建設業界に、その後の維持管理を含めお願いしやすいのではないかと思うという提案がございました。これに対して課長からは、入札になればそんなやり方は無理だけれども、施工後の維持管理についても建設業協会に対してのお願いは可能かも知れないと、各業者に対し維持管理の面のお願いまでは難しいのではないかと回答でございました。

次に委員のほうから、今回の避難路整備について、その大前提として、各箇所の地権者の理解が重要であるため、地元の自主防災会等とも連携しながら進めていっていただきたいと思うと、現段階では入札、随意契約どちらということではなく、整備が必要な箇所の地権者を調べ、理解を得ていくということに重点を置いていただきたいと、なお、自主防災会から

提出された要望箇所の現地確認の進捗はどのようなものかというお尋ねがございました。課長からは、海山区の沿岸地域については確認は済んでいると、今後も計画的に他の地域について自主防災会、自治会と連携しながら確認して優先順位をつけて整備していきたい。また、小規模修繕の箇所について発注方法については、県補助金の採択要件も考えながら検討していきたいという方針でございます。

これに対して委員からは、計画的かつ早急に現場確認、優先順位をつけて整備してもらいたいと、また、単発発注だと経費面が高くなってしまふ恐れがあるため、その辺もよく考えて進めてもらいたいという要望がございました。これに対して課長からは、そのようにしっかりと対応できる人材を十分に検討のうえ雇用していく、緊急雇用ですね。十分に検討のうえ雇用していく予定であるということでございます。

それから、先ほどもご報告申し上げました、地権者の同意が課題になっている箇所は何箇所ぐらいあるのかという具体的なお尋ねがございました。これに対して課長からは、現段階では把握してないと、今後、早急に現場確認のうえで把握して対応していきたいというお答えでございました。また、町長の方針の1つである児童たちの命を守るという視点で、海山区の引本小学校、紀伊長島区の西小学校の近隣の高台への避難路の整備については、非常に重要だと考えていると、地権者の了解もある程度得てはいますけれども、十分に調整して予算化するまでには至りませんでした。予算化するところへいかなかったという現状の報告でございました。今後とも早急に対応していきたいということでございます。

さらに、委員の中の、東北地方に自主的に視察に行かれた委員から、15m以上の津波に襲われた地域があちこちにあったと、紀北町が、本町が避難路を整備していくうえにあたり、避難路を何メートルまで整備し、また避難場所を、海拔ですけれども何メートルのところに確保するという具体的なビジョンがあるのかというお尋ねがございました。これに対して課長からは、現段階で今の被害想定以上の数字がないため、具体的に何メートルという数字を示せない。したがって、現状よりも少しでも早く高い場所へという考え方で整備をしていこうと考えていると、今回、計上した3箇所について東井ノ島、通称秋葉山といわれる公園ですけれども、ここで28m海拔。長島神社の裏の避難路については記念碑山、これも公園ですけれども、記念碑山へ。あるいは相賀地区の墓地の新町というのでしょうかね、墓地の上段の14、15mまで上がり、さらにその上の林道へも避難可能になるということでございます。この東井ノ島の秋葉山の避難路の具体的な中身について、東井ノ島のあの住宅の裏手ですけれども、現状は山林内に入ってからコンクリートブロックで簡易な階段状となってい

るけれども、それを拡幅改良して延長60mの避難路を整備するという説明でございました。

一般の自主防災会からの要望の中で、この地区、この井ノ島地区からの要望書に、現状あります避難路が荒廃しているから整備をしてくれという要望が出ております。これについて委員のほうからは、通称ですけれども、秋葉山は都市公園であると、本来ならば建設課がですね、十分管理を行っていただければならぬ地区ではないのかという、危機管理課に任せてるのはおかしいじゃないかというお尋ねがございました。これに対して紀伊長島総合支所の支所長から、年に1回程度は建設課及び総合支所で土砂の撤去等を行い、維持管理はしているというお答えでございました。

これに対して、委員のほうからは、危機管理課以外が維持管理修繕を行うべき案件、箇所も相当にあると、危機管理課がすべてを対応しようとするのではなく、各課で、本来の所管課の各課も力をあわせて避難路の整備については対応すべきじゃないかという発言がございました。これに対して五味課長は、今後、各課で十分に連携しあって対応していきたいというお答えでございました。

委員のほうからは、さらに今回の予算計上にあたって自主防災会からの要望をもとにしていると思うけれども、すべての地区から提出があり、その中から選定したという理解でいいのかというお尋ねがございました。これに対して五味課長は、遅れて提出された地区も1地区程度あるが、ほぼすべての地区からの要望の中から、今回の選定をさせてもらったというお答えでございました。

以上で質疑を終り、反対、賛成、両討論ともなく、採決の結果、全員賛成で、以上の補正予算中の総務財政常任委員会の関係部分については、原案のとおり、可決すべきものとして決定いたしております。以上であります。

以上で、委員会報告を終わります。

## 川端龍雄議長

次に、教育民生常任委員長 平野隆久君。

## 平野隆久教育民生常任委員長

おはようございます。平成23年6月議会定例会において、教育民生常任委員会に付託されました4案件について、審査の経過と結果について、報告いたします。

去る6月9日、午前9時半から委員会室におきまして、委員6名全員出席のもとで開催いたしました。説明のため出席した者は、住民課、福祉保健課、学校教育課、財政課の各課長及び職員でありました。

それでは審査した議案順により、経過と結果について報告いたします。

まず最初に、議案第27号 紀北広域連合規約の変更に関する協議について審査を行いました。

質疑に入り、知的障害者授産施設であったものが、障害者支援多機能型の事業所へ移行するということであり、障害者自立支援法に基づいたものであるが、名称を変えるだけでなく、中身はどのように変わるのかの質疑に対し、生活介護と就労継続支援B型ということで、1施設でこの2種類の機能を持たせて進めていくという施設でありますとの答弁でありました。

続いて、どのような理由で2つの機能を持たせる必要があるのかの質疑に対し、自立支援法で平成24年3月までに新体系へ移行するということになっており、今回、8月に新体系へ移行させていただくわけですが、今までは知的障害者の施設ということでしたが、これからは施設で重度の方は生活介護ということになるが、就労的な部分も持たせて自立できるような施設ということで、新体系に変わるということになりますとの答弁でありました。

続いて、施設の運営基準とかあると思うが、現在の施設はその基準をクリアしているのか、設備基準にあわないので設備を充実させるのか、それとも基準はクリアしているが、必要なので改修するのかの質疑に対し、向井分場に関しては就労体系とか生活介護の部分の間仕切りとかを行うために予算計上しており、紀北作業所は当初30名の設計で新築したわけですが、そのあと40名になってからも基準もクリアしております。現在、荷物があって廊下を通りにくいとか不備がいくつかあります。そういった中で今回倉庫を増築して、そこへ荷物を片づけて災害とかに備える予定ですとの答弁でありました。

次に、先日あった障害者ふれあいスポーツ大会に関して、本会議で障害者の「がい」をカタカナにすべきとの質問が出ていたが、身体障害者を付けなくてもふれあいスポーツ大会だけでよいのではないか。また、競技中に走っていて倒れた人がいた。救護員が1名いたが、あれだけの人がいたら1人では不足ではないのかの質疑に対し、本会議で答えたあと、県のホームページ等でも確認し、その中で「がい」は一目につく大会とかではひらがなを使う。漢字は規約とか施設名、障害者授産施設とかの場合に使うといった使い分けをしておりますので、会長や関係機関と相談して、来年は考えたいと思います。それと保健師のほうですが、各スポーツ大会は各1名ということで参加していますが、事故等の程度も考えまして、保健師とも検討させていただいて、大会に臨むようにしたいと思いますとの答弁でありました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

続いて、議案第28号 平成23年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の当委員会関係部分の審査を行い、福祉保健課長より、障害者自立支援法が施行され、本年8月1日より、紀北作業所、向井分場、瑠璃が浜が生活介護・就労継続支援B型へと、知的障害者授産施設から障害者支援多機能型事業所へそれぞれ移行します。新体系移行に伴う職員募集、施設の改修を早急に対応しなければならないことから、今回、予算計上するものでありますとの内容説明を受け、質疑に入り、どのような改修をするのかの質疑に対し、紀北作業所はトイレの改修、貯蔵庫、倉庫の増築工事、設計委託料、職員の募集をかけますのでパソコンの購入とかで440万円という試算をしており、向井分場は施設を分けるということで、給湯器設備の修繕と備品、間仕切りのパネルで、職員のノートパソコンとかプリンターとかで167万6,000円出ています。今回、福祉保健課の補正分は254万2,000円ですが、469万4,000円という全体的な数字の中で、尾鷲市との負担分が254万2,000円となっておりますとの答弁でありました。

続いて、職員を募集するとのことですが、どのような職種の人ですかの質疑に対し、募集については、一般事務2名と、看護師1名と聞いていますとの答弁でありました。

続いて、知的障害者授産施設というのはわかるが、障害者支援多機能型というのは精神障がいも入るのですかの質疑に対し、今までは旧法で知的障害者通所授産施設で全体的で1つの作業所としてみていましたが、今回は生活介護と就労継続支援B型と2つに分けます。生活介護事業は障がいをお持ちの方の自立の促進、生活の質の向上を図るために各種サービスを提供し、施設の中で介護生活等の相談とか事業を行います。就労継続支援事業ですが、今回はB型ですが、授産施設作業所で就労可能な方に利用していただくこととなりますとの答弁でありました。

続いて、本会議で質疑があった284条と291条についての説明の質疑に対し、地方自治法284条につきましては一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合に関する組合の種類及び設置に関する条例です。地方自治法291条の3、291条の4につきましては組織、事務及び規約の変更に関する条例で、今回はこれに準じた規約の変更ですので、284条との関連性については私どもでは関係してないと判断しておりますとの答弁でありました。

次に、今回の法改正に伴って上位法令が変わることによって、市町村条例が変わることであるが、県条例が厳しいことを言っているのに、水道水源保護条例は水質汚濁で緩やかな基準にしているのではないか、町の基準を守ったら罰せられないのかということで、以前、一般質問したときの町長答弁は、県は県で守ってもらったら良い、町は町で守ったら良

いとのことだった。しかし、これは上位法令が変わったから準じて変えるようにしたことの法体制である。水道水源保護条例との整合性がない。町長に理解しておいてほしいと伝えるようにとの質疑に対し、わかりましたとの答弁でありました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、移行することによって、専門職員の補充、施設設備の充実が図られることになるので、障がい者にとって福祉の向上にもつながるので賛成したいと思いますとの賛成討論がありました。採決に入り、全員賛成、よって本案の当委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

続いて、議案第29号 紀北町立紀北中学校改築工事請負契約の締結についての審査を行い、質疑に入り、町長がこのままで良いといっても、それを認めると住民代表の議員である我々としては役に立てないと思います。ここで汗をかき、いろいろな困難はあると思うが、子どもたちのためにする必要があります。今回の紀北中学校は、まだ建てていない段階であることから、もう少し高くするなどの工夫がないのかと思います。また、隣の山について所有者は知っていますか。私は2軒あると確認していますが、そのうち1軒あたってみて、この災害を受け、もし仮に中学校が高台にしたいとなったら協力していただけないかと聞いたら、喜んでさせてもらいますということでした。業者にも聞き、工事費を聞くと、概算で1億円ちょっとということでした。東北の大震災の後、現地に建てることについて、地元の皆様と会合を開いたのか、震災以降このままで良いのか、町長を含め教育委員会で議論はあったのかの質疑に対し、所有者については把握しておりません。震災後に地元の方との説明会は行っておりません。町長、教育委員会とも議論しておりますが、先の本会議でも町長が申しましたように、高台等の関係もございしますが、中学校全体の用地は2万3,000㎡ほど所有しており、それを移転する用地をこれから探すことも難しく、別の場所に開設することが困難であると検討しておりましたとの答弁でありました。

ここで、入札問題については委員会に財政課長も呼んでもらう必要があるとの意見が出て、委員に諮った結果、財政課を呼ぶこととなり、財政課出席のもと質疑に入りました。

質疑としては、地元のみで入札ができるのか、できないのかについての質疑に対し、町内業者のみによるJVが組めるのか組めないのかといった点につきましては、町内Aランク業者3社が単純にJVを組めば、年間平均の完成工事高を足せば11億円程度になりますので、単純に組めるか組めないかを言えば、組めるということでございます。ただ、入札要件として町内JVだけを前提に入札を執行することにつきましては、11億円弱の規模であることと、受け皿となり得る町内の業者数を考えますと、この事業につきましては国庫補助事業である

ことから、その発注を考えた場合、町として、その要件で入札をかけることには妥当であると判断に至らなかったということでございます。なぜかと言いますと、まずAランク業者は3社あると言いましたが、年間の平均の完成工事高はそれぞれ2億円から5億円弱といったところでございます。Bランクについては5,000万円ぐらいでございます。当然、公共工事として発注する場合、工事の規模から入札参加資格等の検討する必要があります。Aランク3つですと11億円程度の完成工事高があり、その組み合わせを可能とします。1JVではほかの組み合わせがなくなってしまいます。そうなりますと、相賀小のときのように、外部のJVを入れる必要が生じてきます。また、Aランク、Bランクの組み合わせについても考えましたが、必ずAとBの組み合わせに限定すれば、A3つ、B3つですので、3組のJVは可能です。しかし、必ずAとBの組み合わせのJVは、完成工事高の要件等もあり、妥当かどうか公共事業としての競争性を確保しようとした場合、町外のみJVも認めざるを得ない格好となってしまいます。そうすると必ず町内業者に落札してもらえるのかどうかわからなくなってきます。地元への経済効果を最大限考慮して競争性を確保したうえで、地元の業者を必ず入れる条件でJVを組ませることにより、落札するJVに必ず参加できる姿にすることが妥当ではないかと考えました。昨日、できるかどうかについて、町長ができる、私は待ってくださいと回答したのは、資金力や技術力は確かに町内業者にあると思いますが、競争力を確保せずに随意契約に近い形をとりますと、公共事業の発注としては妥当性に欠けるだろうと判断しました。この件につきましては1年ぐらい、いろいろ考え、迷いもしましたが、やはりそういった結論に至ったものでございますとの答弁でありました。

次に、競争することを最大限に考えるのならば、引本小学校のように枠をとり広げれば良いというようになるのではないかの質疑に対し、競争力を発揮することだけに重点を置いたわけではございません。あくまでも我々も地元の業者にやっていただきたいという揺るがない気持ちがございます。耐震工事のときについても、最初、その気持ちから町内で発注をかけさせていただいたところ辞退等があり、執行ができませんでした。しかし、学校は急いで耐震工事をする必要があり、苦渋の決断をもって町外に求めた経緯がございます。最初から外へ向けていたわけではございません。地元経済を活性化させたい気持ちは我々も職員も当然大事に考えておりますとの答弁でありました。

続いて、地元業者の実績については、地元で仕事をするうえでは上がらない。町長が地元業者のJVで行うよう指示したとして、それが違法、入札規約に反せず、技術的に問題がなかったとしたら、入札はできたのではないかの質疑に対し、最終的な判断については町長か



ら下されることは何事もそうであります、ただ、申し上げましたとおり、入札の競争性については、先のようにお話しせてもらわなければいけません、地元業者でできないというわけではなく、地元業者のみのJVとするのか、そういった判断については町長の命令であればざるを得ないと思います。ただ、違法性云々よりも地元業者だけのJVを認める条件として、そうすると相賀小学校と同じケースの選択肢が出てきます。地元業者だけのJVを仮にAランク業者3社で組んだ場合、1組になります。ここでこの1組で入札できるかどうかといった問題が出てきます。それが違法性であるかないかではなく、妥当かどうかで考えますと、妥当ではないとなりますとの答弁でありました。

では、相賀小学校に問題があったのかの質疑に対し、相賀小学校は地元業者が参画できなかった。地元の経済波及効果はどうだったのか、もっと今回の場合は、それ以上に波及効果を求めるべきであると、轍を踏まないでいこうということでありましたとの答弁でありました。

その後、休憩に入り、休憩後に再度、財政課に答弁を求めたところ、改めまして先のご質問にお答えします。町内JVだけを対象とした入札も可能でございますとの答弁があり、このあと財政課は退室いたしました。

引き続き、学校教育課長に答弁を求め、教育委員会として学校の立地について、あの場所で低くても構わないと町長に言ったということでもいいのか。東北の震災後、どうして見直さなかったのか。見直す意見は出なかったのか。3月に入札が済んでない状況では、見直す姿勢があれば十分見直せたと思います。出垣内は海拔2mで堤防が低く、赤羽川を遡上して流れ込んでくることは明白です。こう思うと出垣内に建てることは愚の骨頂です。町長が堤防を乗り越えれば一緒だと言いますが、堤防より低ければなおさら被害が大きくなります。本来なら堤防を上げるべきです。堤防で守れないなら学校は高台へ建てることは当たり前です。津波を考え、いろいろな角度から考えて、出垣内に建てるというのは暴挙と思います。見直しは町長に進言するつもりはありませんかの質疑に対し、教育委員会としても臨時の教育委員会等を開き検討した結果、町長と同じ考えでいく方向であり、今度建てる学校につきましては、今回のような千年に1回と言われる想定外の地震にあった場合は、まず高台に避難することを考え、避難路の検討になりました。今の方針のもとで行うつもりですとの答弁でありました。

続いて、太陽光発電工事の899万6,000円、7.5キロワットの数字について、この学校に対してどのぐらいの発電量、容量になりますか。例えば年間何パーセントぐらいですか、また耐震強度についての質疑に対し、まず7.5キロワットについて、これは最大瞬間電力量で

ございます。年間の発電量は全国平均では 7.5キロワットアワーと表示されております。さらに天候等により若干の安全率を見まして70%ぐらいと見るのが通常でございます。そうしますと、今回の発電につきましては 5,200キロワットアワーとなり、電気料金に換算しますと12万 6,000円の電気代が節電できることとなります。ただ、何パーセントなのかにつきましては、現在、仮校舎に入っておりますが、その電気代を比較いたしますと、5.8%ぐらいの減となるだろうと考えております。ちなみに平成21年度に太陽光発電事業にて、西小学校に太陽光発電を設置させていただいたことがあります。その電気代を精算しますと、平成21年度 157万 6,000円に対し、平成22年度 140万円程度になり、約13%の節電となっております。これは20キロワットでございますが、このように節電されると考えております。今後の公共施設への太陽光発電の設置については、今後も理事者と相談していき、積極的に取り入れていきたいと思っております。また、耐震につきましては新耐震設計で設計されており、基準値は 0.7以上で設計値は1.25ぐらいと考えておりますとの答弁でありました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、2人の委員から反対討論として、まず、子どもの安全を守るには、紀北中学校よりも西小学校、東小学校のほうが危険であるため、そちらを優先すべき、また、もう1人の委員から東北の震災を踏まえ、検討、努力がない。現在は安全な長島高校跡を仮校舎としているため、一刻の猶予もないわけではなく、検討を行う必要があるとの反対討論がありました。また、賛成討論として、紀北中学校改築には時間がかかるため、PTA、地域住民を含め、1日も早い完成を求めているとの賛成討論がありました。

採決に入り、賛成多数、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

続いて、認定第1号 平成22年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行い、住民課長より老人保健制度は昭和58年に増え続ける老人医療費を国民が支える制度として導入され、その後25年間、平成19年度末まで続いてきた制度です。その途中、平成9年度から政府等で新しい制度の検討が始まり、約10年間検討、協議を重ね、平成20年度から老人保健制度に代わって、新たに後期高齢者医療制度が施行されました。したがって、平成19年度をもって老人保健制度が終わったわけですが、それまでの医療行為にかかる診療報酬明細書に対応すべく、通常の請求の時効期間の3年間、特別会計を存続してまいりました。その3年間も平成23年3月をもって終了いたしましたので、今回廃止に至ったところです。決算の内容につきましては、制度廃止後3カ年目ということもあり、かつての老人保健会計ほどの出入金はありませんが、本会議開会日に会計管理者から説明させていただいたとおり

ですとの説明を受け、質疑に入り、質疑として、平成20年度から後期高齢者医療制度に移行されたわけですが、交通事故による第三者行為等もあったようであり、スムーズに清算されましたか。また、老人保健制度が後期高齢者医療制度に円滑に移行されたかどうかの質疑に対し、第三者行為についてですが、6款諸収入の2目に第三者納付金として2万4,000円の収入があり、合併前の平成17年7月に、当時、老人保健に加入されていた方が交通事故にあわれました。自転車に載っている際に車と接触し、2カ月以上の入院を要しました。第三者行為とは第三者によりケガをさせられたりした場合、本来、加害者が負担、補償すべきものを、一旦老人保健医療で立て替え、それを加害者に求償するという制度です。本来、交通事故ですと保険に入っていますので、保険会社から老人保健会計に収入があり、それで精算となりますが、これは平成17年の事故で、今も年に2万4,000円ずつ入ってきます。理由としては、この加害者の車は自賠責保険にしか入っておらず、120万円までしか保険が出ませんが、それに対して医療費が168万円かかっており、差し引き48万円足りなかったため、残額を加害者から求償することになります。加害者の生活状況等を勘案して、本人と三重県国民健康保険団体連合会との間で、年間2万4,000円ずつ支払うとの誓約書を取り交わしています。今回、平成22年度の会計収入分におきましては国保連合会が徴収し、それを紀北町に振り込んだものであります。今後につきましては、紀北町が事務を引き継ぎ、一般会計に本人から毎月2,000円ずつ振り込みされることになっております。今まで納まった求償額につきましては、今年3月までで8万円になります。今年度につきましては期日どおり入金されており、このまま残高が満まで続けていく予定です。後期高齢者医療については、都道府県単位で運営されておりますが、現在のところ、運営状況としては順調に推移していますとの答弁でありました。

続いて、老人保健制度は現在の後期高齢者医療制度そのものと密接に関係しておりますが、今後の見通しについての質疑に対し、後期高齢者医療制度は平成20年4月に始まりましたが、1年半後の平成21年11月に高齢者医療制度改革会議が発足しています。進捗状況としては、第一段階は平成25年度を目処に高齢者医療の見直しを行っていくものとしています。現在の制度は75歳以上の方を一括りとし、その年齢までの人は被用者保険や国民健康保険としていましたが、今後は各保険者において年齢で区分することなく負担するという方向とのことであります。第二段階としては、現在、各市町村ごとで決められている保険料等の調整が必要ありますが、平成30年度を目処に都道府県単位での国保運営を考えているようです。三重県でも一部の市町と県との間で検討が行われておりますとの答弁でありました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

以上で、教育民生常任委員会に付託されました4案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。

川端龍雄議長

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

---

川端龍雄議長

ここで暫時休憩します。

再開は10時45分から再開いたします。

(午前 10時 36分)

---

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を進めます。

(午前 10時 45分)

---

川端龍雄議長

各常任委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務財政常任委員会にかかる案件についての委員長報告に対する質疑を行います。

議案第26号 紀北町税条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

5番 瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

5名ほどの人が該当ということで、委員会でされたわけなんですけども、それを税務署に

お尋ねになって、該当、そういうその税金のこの条例に基づいたものに該当しないと、税務署は判断されておられるんですけども、震災を受けてですね、こちらへ移住されておるわけですから、そういうことも知っておるかどうか。やはり今のその日本の行政は申請主義になっておるので、こういう非常時については、その税務課がですね、その5人の方にですね、こういう制度があるよというような聞き取りなり、何らかのことをしたのかどうかという質疑がなかったかどうかということ、委員長に質問させていただきます。

川端龍雄議長

総務財政常任委員長 北村博司君。

北村博司総務財政常任委員長

瀧本議員の質疑にお答えいたします。

今、ちょっと私の委員長報告がまずかったのか、舌足らずだったのか、5人の方が転入されておられると、この方たちが対象ですというのは確認されています。ただ、税務署で問い合わせたところ、相談は今のところないということで、対象にならないということではなしに、今のところご当人の皆さんから問い合わせがないという答弁でございました。対象になります。対象になりますが、問い合わせがないと、ですから、瀧本議員が今の趣旨は、親切に教えてあげるべきではないかというご趣旨だろうと思います。ただ、その部分についてのやりとりはございませんでした。今のところまだきてないですが、対象になりますよという、あとは税務課長も本席におりますから、議員のご趣旨のようにされるんではないかと推察されるだけで、委員会の審議にはございません。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第28号 平成23年度紀北町一般会計補正予算(第2号)について、総務財政常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

17番 中本衛君。

17番 中本衛議員

先ほどの委員長の報告で、長島神社の裏山の避難路の整備の件で、西町との報告がござい

ましたが、それには間違いございませんか。

川端龍雄議長

北村委員長。

北村博司総務財政常任委員長

中本議員の質問にお答えいたします。休憩時間に確認いたしましたところ、西町ではなく、往環町であるという、長島神社は往環町の中に入っているんです。ですから、その上ですんで、当然。山はまた違う字名があるかも知れませんが、町内会的には往環町に所属します。以上です。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

これで総務財政常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了します。次に、教育民生常任委員会にかかる案件についての委員長報告に対する質疑を行います。議案第27号 紀北広域連合規約の変更に関する協議についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第28号 平成23年度紀北町一般会計補正予算(第2号)について、教育民生常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第29号 紀北町立紀北中学校改築工事請負契約の締結についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

2番 東貴雄君。

## 2番 東貴雄議員

すみません。ちょっと1つ確認、委員長にちょっと確認だけお願いしたいんですけども、その企業体、いわゆるJVの組み方なんですけれども、町内のみの業者だけでも最終的にこれは可能だということとですね、それは町長の判断でも可能であるかということに対して可能という、これは確認だけちょっと最終的にさせていただけたらと思います。

### 川端龍雄議長

平野教育民生常任委員長。

### 平野隆久教育民生常任委員長

東貴雄議員の質疑、質問にお答えさせていただきます。先ほど委員長報告でも述べさせてもらいましたように、町長の判断で町内JVだけを対象とした入札も可能でございますとの答弁をいただいております。以上であります。

### 川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

18番 北村博司君。

### 18番 北村博司議員

委員長にお尋ねします。本案の議案では、落札額が9億8,700万円、工事価格としては9億4,000万円ということですね。これ入札参加者はJVは2社というのは報告受けてますが、2番札はいくらだったんでしょうか。差額はいくらだったんでしょう。これ当然公開される対象ですから、委員会でお尋ねになっておるとお思いますんで、2番札はいくらだったのかということですね。それをお聞きしたいのと。

昨日のテレビ中継が大変な波紋を巻き起こしてまして、町内業者は資金力が心もとないとか、不足しておるんじゃないかという本会議のやり取りが、大変問題になっておりまして、町内業者の経営力とか財政力に大変、この一般的な評価が落ちかねない部分ですけども、その辺について、委員会では、その資金力の面から町内のJV同士の実際には指名しなかったという部分についての中身を、突っ込んで議論されておられますか。これは大変社会的に今後も尾を引きそうですんで、十分ご審議なさっていると思いますんで、ご報告を願いたいと思います。

### 川端龍雄議長

教育民生常任委員長 平野隆久君。

### 平野隆久教育民生常任委員長

それでは北村博司議員の質問に対しての答弁を行います。まず、1点目の入札の2番くじについての質問については、その質問はありませんでした。

それで2点目の資金力、地元業者の資金力等につきましては、先ほど、委員長報告の中でもさせていただいておるんですが、課長答弁としては資金力、技術力に問題はないということをおっしゃってあります。その議論についてはされております。以上であります。

**川端龍雄議長**

北村博司君。

**18番 北村博司議員**

いや、本会議質疑のときは、指名審査会でその辺の資金力に対する疑いみたいな部分で、しなかったみたいな理事者の答弁でしたね。委員会の中では別な答弁されたということですね。技術力、資金力に何も問題ないと、よろしいですか、委員長。我々、本会議の議論しか知らないわけで、住民もテレビ、昨日放映されたテレビ放映の中では、何かそういう議論がされてますね、本会議の中で、質疑が相当紛糾しましたから。で、委員会の中では別な話になって、そこの食い違いというのを質されましたか。どこからそんなふうに変ったんやということを、そうでないとテレビ放映だけを見ている人だけの人を、町民皆そうですけれども、相当に誤解しますよ。明確にそのところを再度お答えいただきたいと思います。

**川端龍雄議長**

平野委員長。

**平野隆久教育民生常任委員長**

それでは再度、北村博司議員の質問にお答えします。これは本会議で言われていまして、今回は私委員長報告でありますので、北村博司議員は総務財政常任委員長ですんで、よくわかっておられると思うんですけども、先ほど言いましたように、この文書の中でも資金力、技術力は確かに町内業者にあると思いますと述べさせていただいております。先ほどの答弁をさせていただきます。そのとおりでございますので、以上です。

**川端龍雄議長**

よろしいですか、ほかに質疑される方はございませんか。

5番 瀧本攻君。

**5番 瀧本攻議員**

この大型工事ですね、いわゆる資金力があるということですけども、昔はその完成の保証人を付けておったわけですけども、これには履行ボンドは付与されていないんですか、履



行ボンドの件は出なかったですか、委員会。履行ボンド制は議論されなかったですか。結局、アメリカでやっておったボンド制を日本が持ってきてですね、ここどうですか、10年ぐらい前から履行ボンドが完成工事のね、そういうものが議論されなかったですか。いくら資金力があつたといつてもどうなるかわかりませんでね。

川端龍雄議長

平野委員長。

平野隆久教育民生常任委員長

瀧本議員の質問にお答えさせていただきます。そういう議論はありませんでした。

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

続いて、認定第1号 平成22年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

これで、教育民生常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了します。

以上で、各委員長報告に対する質疑を終了しました。

川端龍雄議長

これより、各議案の討論、採決に入ります。

---

### 日程第3

川端龍雄議長

日程第3 議案第26号 紀北町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。  
討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第3 議案第26号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

---

#### 日程第4

川端龍雄議長

次に、日程第4 議案第27号 紀北広域連合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第27号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

---

## 日程第5

川端龍雄議長

次に、日程第5 議案第28号 平成23年度紀北町一般会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

4番 太田哲生君。

4番 太田哲生議員

4番 太田哲生、議長の許可を得て、議案第28号 平成23年度紀北町一般会計補正予算(第2号)について、賛成討論いたします。

総務費におきましては、東日本大震災復興支援事業により、気仙沼市への人的支援に要する経費を予算計上しております。要するに紀北町職員の気仙沼市への派遣の経費であります。

今回の地震、津波の被害を受けた市町村の負担は、能力を越えた非常に大きなものとなっております。特に市町村職員の仕事量はすでに限界を越えております。災害を受けた市町村に支援に向かうことは、災害を受けていない市町村の責務であると思っております。気仙沼市への人的支援は大変有意義なことであります。また、派遣された職員の方々のご労苦に対し、敬意を表します。派遣された職員の方々はこの経験をこれからの仕事に生かしてください。

消防費におきましては、地震津波災害避難路等整備事業により、津波避難路の整備、避難路修繕及び避難誘導用ステッカーの作成に要する経費を予算計上しております。また、緊急雇用創出事業（津波災害対策推進事業）では3人を雇用し、町内の海拔調査、避難路等安全確保事業に要する経費を予算計上しております。これらのことは住民の皆様が津波災害から避難するため、是非必要なことであります。また、これらの事業の財源には県支出金、合併特例債を積極的に活用し、一般財源を最小限に止めております。

これらのことから、紀北町一般会計補正予算（第2号）に賛成させていただきます。以上で賛成討論を終わらせていただきます。

**川端龍雄議長**

ほかに賛成討論される方はございませんか。

14番 中津畑正量君。

**14番 中津畑正量議員**

議案第28号 平成23年度一般会計補正予算に賛成の立場で討論をいたします。

本補正予算については、地震津波災害、この避難路等についての各自主防の要望も201件に上っております。金額的にはまだまだという感じですが、これは最も急がれる避難路の整備であります。それだけに今後、地権者等の話も委員長も言われましたけれど、報告がありましたけれど、この命の道をつなぐ避難路、一刻を争う早い対策が求められておるところでございませう。そういう意味で、今後できるだけ早く地権者、また自主防との話も詰めて、一時も早くこの対策に手をつけられることを強く要望いたしまして、賛成討論といたします。

**川端龍雄議長**

ほかに賛成討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**川端龍雄議長**

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第28号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

10番 東篤布君。

10番 東篤布議員

申し訳ありません。議案のですね、第29号に入る前に、この中学校建築につきましてですね、非常に住民の方々も不安を感じておられます。そこでですね、ある提案をですね、皆さんとちょっと相談したいと思っておりますので、休憩動議をですね、出させていただきたいと思っております。しばしの、10分ほどの休憩をいただきたい。

(「賛 成」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

今、休憩動議が出ました。賛成の方あります。

今、お諮りします。

10番 東篤布君の休憩動議に賛成される方、挙手願います。

( 少 数 挙 手 )

川端龍雄議長

挙手少数です。

動議は採決で否決されました。

---

## 日程第6

川端龍雄議長

次に、日程第6 議案第29号 紀北町立紀北中学校改築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

10番 東篤布君。

**10番 東篤布議員**

反対したなかったんやけどな。この紀北中学校の請負契約は5月の30日になされております。言うまでもなく、3月11日に東北の東日本の大震災が起こったわけでありまして。それから私も、またほかの議員も現地に行かれてですね、当然この災害がある前から、この場所での建築についてはね、平成16年の災害のときに堤防、水が越えて来ましてですね。地元の方から堤防が決壊したと、こう報告があった。これはもうすでに決壊寸前だったんです。堤防の上を水が越えてくることは越流とかいわれるそうなんです、越えてきた。そのあと堤防の補強はまだされてません。ただ、30cmほどコンクリートで上げてあるだけですね。私はこの災害で河川の災害復旧工事していただきました。しかし、これは赤羽川全体としてはですね、工事がまだ完成してない。どういうことかと申しますと、河口部の安全性が確保されていない。上流部は非常に素晴らしくなった。幅も広がった。深くなった。じゃどういうことか言うと、上流部から大雨が降ったときには一気に水が流れてきます。それで赤羽川は県の設計では幅は広げられないから、いわゆる深くしなければならぬ。あと3.5m、もしくは4m深くしないと、あの地域に降る雨の、いわゆる過去50年遡って計算してみますと、水の量、流量、水が流れてくる速さ、流速計算しますと、出ていかないんです。必ずどこかの堤防から溢れるという結果が出ておるん。そしてそれに基づいて、最近ですけれども、ここ2年間予算が出て河口堰の砂利採取しておられます。これが終わったあとに右岸左岸の堤防の補強となるわけです。それでやっと、いわゆる赤羽川の県が計算しておるところの流量、流速、これに赤羽川の2級河川が耐え得るんです。この設計が完成してない状態で、16年のような大雨が降ったとするならば、以前よりもひどい状態になりはせんかという懸念を県も持っておるわけです。だから急いで河口堰の改修に入っておるわけですね。

最近、集中豪雨、非常に各地で起こっております。昨日から九州地方でもそうですね。これがこの地方に降ったならば、16年よりもひどい災害になるんです。赤羽川の場合はですね。そういうことも懸念して、この東北地震以前から現状のまま建ててよろしいんでしょうかと、地域の皆さんに協力いただいて、嵩上げ等考えたらどうでしょうかと、建築そのものに反対

しておるわけではないんですね。ただ、皆様もそうだと思います。

そこで私は、私否決というのじゃなくてね、もう少し考える時間がほしかった。しかし、議会の仕組みというのは非常に複雑でして、こういった工事の予算につきましては、いわゆる否決か、賛成か反対かしかないんだと、修正もできないんだということでしたんで、私は1つ提案といたしまして、皆さんにですね、別途で予算を出して、住民の皆さんのですね、心に持っておる不安感を払拭してから、この工事に着手してほしかった。いわゆる2カ月ないし3カ月の時間をいただきまして調査に入るんですね。例えば隣の山を買収できるのかどうか、買収できたとするならば、その学校を建てるだけのスペースをつくるのにどれだけの予算が要るのか、私の概算では1億円と申しましたけれども、やはり正確な数字が必要でございまして、私はこの入札が5月30日に行われて、工事が来年度の6月30日ですか、たとえばこれが3カ月遅れてでもですね、この工事を受けられた業者の方も納得してくれると思います。いつも工事遅れるやないですか、工期延長あるんですから。ですから、私はせめて3カ月時間をとって山を削ったらどうなる。予算がいくら要る。嵩上げするとしたならば、地元の皆さんの同意が得られるのかどうか。本来であればこの災害以降、それだけの努力を行政がしてくださっておると思っておった。それを確認しなかった私自身も反省しておりますけれども、5月30日に入札が終わってしまった。せめてここで立ち止まって、議員の、また住民の皆さんの不安をですね、払拭しませんかという提案をしたかったわけです。

そういうわけで、今否決というか、反対討論になったわけでございますけれども、その点を踏まえていただきましてですね、私はこのあとまた新たな予算を提案したい。他の議員の皆さんにもご理解いただきましてですね、住民の皆様の、また子どもたちの親御さんのですね、不安な気持ちを払拭したうえで、諸手を振ってですね、この工事に着手していただきたい、こう思う次第でございます。そういうわけございまして、長くなりましたけれども、私の心情、そして今のままでは、この建築については反対せざるしかありません。これが将来、私の孫やそのまた子どもがですね、大きくなったときに、100年先を見据えて安全なまちづくりをする、その石杖を築いていく第一歩が、この50年、100年に一度あるかないかの学校改築、建築ではなかろうかと、こう思っております。そういったわけで、申し訳ございませんが、この業者の皆さんには誠に申し訳ないんでございますが、工事することはやぶさかではないけれども、これだけの大災害を前に、一考も論ぜられるずにこの工事に着手するということは、やはり私たちは町民の皆様から負託を受けておるわけございまして、いかにも、あまりにも脳がなかろうかなと、こう思う次第ございまして、反対討論をさせてい

ただきました。これはご理解いただきまして、また後ほど出そうと思っております上程案に賛成いただきますように、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

### 川端龍雄議長

次に、賛成討論される方はございませんか。

3番 樋口泰生君。

### 3番 樋口泰生議員

議長の許可を得まして、議案第29号 紀北町立紀北中学校改築工事請負契約の締結について、賛成討論を行います。

今回のこの入札に関しましては、紀北中学校の生徒はもとより、PTA及び関係者の皆様の長年の念願であり、また、町当局も一刻も早く安全で安心できる学舎に、子どもたちを移し、快適な学習環境を整えることが最優先課題と考えておられると推察し、賛成するものがあります。

しかしながら、今後の同様の入札に際し、1つご提案があります。昨今の我がまち紀北町における経済は、いまさら言うまでもなく冷え込んでおります。この状況は周知の事実であります。そんな中で第2次産業の旗頭である建設業は、高速道路延伸に伴う感じは、ある程度は見込めるとはいえ、2年後、その先には不透明感が蔓延しております。当町紀北町におきましては産業育成、中小零細企業の保護育成に強力なバックアップをしなければならない最も大切な時期であろうかと考えます。

であれば、入札におきましても地元業者、これは建設業界に限りませんが、もっと手厚い保護育成が求められます。マクロ的な観点から申し上げますと、地元産業保護育成施策をなせば雇用の促進につながり、若者定住が図られ、人口減少の歯止めにもなり、同時に少子化の歯止めの1つのカンフル剤にもなります。ひいては人口減少の一助にもなります。そうなれば交付税を含めた税収減少に良き影響を及ぼし、平行して少なからず町内消費者の需要環境をうながすことになり、町内産業はプラスのスパイラルとはいかないまでも、マイナスのスパイラルを鈍化することが見込めると信じております。

昔から商売人、事業者は、入を増やし、出を抑えるを常々考えておりますが、町財政におきましては民間と違った次元でものごとを判断すべきと考えます。歳入歳出だけで、入、出を施行するのではなく、町内に入るお金は役場の歳入だけでなく、町内に入るお金、出るは歳出だけでなく町内に出ていくお金といったように、産業全体を見る施行方法をもっと広く、もっと高いところに観点を置いていただければ、自ずと歳入歳出にも良き影響を及ぼすもの



と押し量れます。行政当局はもっと足下の産業に目を配り、繊細かつ大胆なご配慮を賜りたいとお願いするものであります。

最後に、防災対策のより早く、より高くのスローガンのごとく、より早い景気浮揚策と、より高い予算計上をお願いし、賛成討論といたします。以上で終了させていただきます。

#### 川端龍雄議長

次に、反対討論される方はございませんか。

9番 奥村武生君。

#### 9番 奥村武生議員

奥村でございます。議長の許可を得ましたので反対討論をさせていただきます。

三陸沖地震と、これに伴って起きた津波は最も大切な人間の命と健康を飲み込み、私たちの生活を支える環境資源が大きなダメージを受けるという、かけがえのないものを引き換えに、多大な教訓を残したと考えるものであります。三陸沖で起こったプレート境界型地震は大きな津波を起こし、かけがえのない生命と生活の糧を奪った。この悲惨な出来事を伴った教訓を生かすべきであると私は考えるものであります。

想像もつかないプレートの跳ね上がりによって引き起こされた大津波は、どこに集中的に押し寄せたか、先般のテレビの中でですね、海拔の一番低いところへまず集中をしたとあります。連動したいくつかの地震及び津波は第二波、第三波の津波となって、さらに被害を大きくいたしました。また、昨日もテレビでやっておりましたけども、河口の樋門を吹き飛ばし、川を遡上したわけです。また、地域によっては遡上高は30mを越えるとあります。そして上流でなく射流によって引き起こされた津波は、大きな4階建てのビルを27mも押し流した痕跡が残っております。また、昨日も言っていましたけども、世界に誇る防潮堤の1つの大きさはこれ3万tということでありまして、3万tそのものが津波の破壊力によって湾の奥へですね、3分の2ぐらいが陥落しておるわけです。このことを見ても大雨による災害以上にですね、津波の破壊力というのは想像を絶するものであることは、もう明々白々であるわけです。

したがって、私はですね、一般質問でも申し上げましたけども3.11の災害を教訓としてですね、当然、この学校の紀北中学校のその立地条件について、当然見直しですね、時間をとって改めてこれは検討すべき課題であると思うにもかかわらずですね、見直しは、討論はしたけれども、その見直しする考えなかったと、このことについては大変なやっぱり衝撃を受けたわけです。

次にですね、根拠というのが必要だと思うんですね、根拠というのが。海洋研究開発機

構の坂口有人技術研究主任、地質学ですけども、このチームが見つけた深さは 438mのプレート境界で発生する地震で最も浅く、海底から地震の痕跡が直接発見されたということ、米地質学会誌に発表しておるわけです。権威のあるところが世界的な学会誌に発表するということは、きちっとした根拠を持って発表したということは紛れもないわけです。要するに、先般も津の气象台を尋ねましてですね、この論説の根拠について教えていただきましたところでもありますけれども、今までは10kmから30km海底の中で、プレートのところで発生していたものが、今回の学説というのは、それ以上に浅いところで発生したことを意味すると、それで発生した場所が浅ければ深いところとどのような違いがあるのかということについてはですね、深いところで発生した地震よりも浅い発生した地震のほうが、当然大きいということが事実であるということでもあります。それから10分という根拠についても、なぜ10分で、町長は昨日20分というようなこと言ってましたけども、見識を持っていましたけども、なぜ10分かということにつきましてはですね、その震源地が陸地の下なんだということも言っていました。だから10分なんだと。じゃあ、少し遠い浅いところは当然こうプレートがめり込むところが沖側にあるわけですから、時間についてはどうかと言ったら、そんなにも変わらないだろうということでした。

以上のことを鑑みればですね、そしてさらに赤羽川の右岸にある出垣内の地区の横の、いわゆる堤防ですね。これは堤防土手というんですけども、このことについては予想されることは、まず地震で崩壊する危険性があるということは言うておられました。そして崩壊したところへ湾を遡上するその津波が来たときに、これはもう粉々に打ち碎かれるということは明らかなんです。と私は思うわけです。さらにその3つの地震の中で一番大きいのは東南海地震と言われているわけなんですけれども、マグニチュード8、9の地震で21世紀前半には発生すると見られておりという、ほぼ断定に近いですね、学説が有力な根拠と私は発言にはなっているわけです。このような地震と津波が予想される状態の中においてですね、最も私たちが考えないかん将来を担う子どもたちの命と健康を守るためにはですね、ただ単に、その避難道があるという、近くに避難道をつくるというだけではですね、これは非常に問題があると私はそう思うわけです。

21世紀前半といえば、もうあと30年以内ですね。そして東海地震、東南海地震、南海地震が百年に一度起きているわけですけども、そのうちの3つに1つぐらいは連動するということがもうほぼ明らかになっているわけです。それで連動の、東海地震がその連動の周期に入っているから21世紀前半というのではないかという学説であるわけです。これは東北大学の

今村教授ですか、その方が先般発売された文藝春秋ですか、あの中にきちっと発表されております。そういうことを本来行政、命と健康を守るべき行政がですね、津波が来るまで20分とか、全然その勉強も研鑽もせずですね、見直しも対象としないということ自体がもう考えられない私は暴挙だと思うわけです。まず、私はこれを凍結をしてですね、そしていくつかの角度から検討し、もう見直さないかと私は思うわけです。

以上が私の、まず産業もさることながら、私は産業というのはいくらでもこれから、昨日も申しあげましたけども、奥尻島で600億円から800億円の対策をしておるわけです、やられたあと。いくらでもきちっと仕事があると思うんです。このことにこだわるよりも、景気対策にこだわるよりもですね、まず子どもたちの命、明日を担う子どもの命を考えてですね、これは凍結をして、いくつかの角度から見直して、一番いい方法は何かということ再度やっぱり論議を、議論を重ねてですね、場合によっては、こういう本来は議員というのは、住民が代表、私たちが仕事が忙しいだとか、子育てが忙しいということで議員を選んでおるわけですけども、この自分たちが選んだ議員が本当に代弁をしているのかということ、そうではないという意見が相当長島の中にも、私はあります。これは14日間にかかって長島を私は避難道を全部確認いたしました。それでそのような代弁をできない、できないと言ったら議員の皆さん各位に大変申し訳ないですけども、民主主義を行使しですね、本来は行政で検討を進めるとともに区民投票、長島の区民の皆さんで直接聞いてもらうのが、直接論議してもらうのが私は一番いいと思うんです。民主主義の原点に戻ってですね、区民投票で私は決めべきだと、それまでの間、行政として見直すべきものは見直し、まず凍結をしてそうあるべきだというふうに思うので、反対討論と代えます。以上であります。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

**川端龍雄議長**

北村博司君。

**18番 北村博司議員**

ただいま委員長の報告に対しては、委員長報告ということはよく言いますが、あれ委員会報告で、委員会の審議の内容を報告するものですね、委員長が。それに副委員長が反対討論されましたけども、委員長報告の中に今の趣旨の反対討論はなかったですね、報告の中に。副委員長が委員会の中でそういう反対討論したという話は聞きませんし、それと大事なことは、少数意見の留保がなされていないですね。確か2人反対が委員会の中であって、これは複数あったら少数意見の留保で手続きをとって本会議で反対しますよという、手続きがある

んですけども、これは事務局の見解でよろしいけれども、少数意見の留保をせずに、手続きをとらずに、委員長から少数意見の留保があったという報告もないし、通常は文書で配られるんですよ、少数意見の留保というのは。その手続きがなされてないで、委員長が行った委員会の審査内容について、副委員長が反対討論することは許されるのでしょうか、手続きなしに。ちょっと事務局の見解をお伺いいたします。

で、この趣旨の反対討論やったという委員長報告の中にありませんよ。なかったでしょう、先ほど。できるんですか、そういうこと。手続きをとらずにできるんですか。事務局の見解を聞きます。

**羽根川政昭議会議務局長**

少しお時間をとりまして、調べさせていただきたいと思います。

---

**川端龍雄議長**

ここで少し、暫時休憩いたします。

(午前 11時 32分)

---

**川端龍雄議長**

休憩前に引き続き、会議を進めます。

(午前 11時 43分)

---

**川端龍雄議長**

先ほどの北村議員からの議事進行ですけど、奥村議員が教育民生常任委員会の副委員長であり、討論としては発言を停止をすることはできませんが、やはり委員長と副委員長の立場で、やはりこの手続きの問題とか等々、今後いろいろご相談して、その発言を求めるようにご注意ください。

それでは、次に、賛成討論される方はございませんか。

中津畑正量君。

#### 14番 中津畑正量議員

議案第29号 紀北町立紀北中学校改築工事請負契約の締結について、賛成の立場で討論をいたします。この問題がすでに前町長時代から、いろいろ議論されてきた問題でございますが、私はこの紀北中学校の問題、実際に今取り壊して跡形もなくなりましたけれど、この中学校大変ひどい状態でありました。それだけに早く建ててほしいという父兄の人の意見も本当に強くございました。今の東小学校もそうなんです。海山区のほうにある小学校もそうでしょうけど、古い建物については今度の震災を見て、特に早急に建て替えてほしいという意見も出ております。

私はこの長島校跡に、この中学校を改築するということには、実際にはこの中学校、今まで人口をどんどん増やすように企業誘致をしてという、私も30歳代から議員させていただいておりますけれど、その声が議会で度々出ましたけれど、何ら人口増につながることなく推移してきております。その証拠は国勢調査でも結構人間が、町民の数が減ってしまっている。そういうところから前者も言われましたけれど、交付税の減少が続いている。この心配をしているところでございます。ですから、見ておっただけではいけないというのは確かです。これは人口増につながる施策を今後とも考えていかななくてはならない。ただ、この紀北中学校の改築工事につきましては、出垣内地区に移転するという事で耐震強度も1.25、また裏に通じる山というのは孤立した山ではありませんし、どんどん高台につながっていく山もございいます。そういう意味では今の今回の東日本の大震災を見たときには、本当に孤立した4階、3階に避難しただけでは間に合わないような、生命と財産とよく言われるけど、命を助けるための施策として避難の場所をきちっと明確にしながら、この問題を考えていかななくてはならない。もう1つは、東長島高等学校の建物の年数もすでに30年経過しております。まだ県の工事でありましたから劣化もその割に進んではおりませんけれど、ここ20年、25年の間に相当劣化が進むものと思います。このままでおったら大変なことになるということで、財政的にも大変な交付税の減額等も予想されます。特例債の利用もできなくなる。そういう意味から建てられるときには建てながら、ほかの学校にも次々計画をしていく、そのことが一番早さとして早く進めていく、そのことが第一番だと思っております。

そういう意味におきまして、今日のこの請負契約の締結について、本当に子どもたちはもちろんですが、父兄の方にもいろいろ意見は私も言われますけれど、本当に最善の策とはい

われなくても実際にはこれが妥当な、できるだけ早く安全な学校をつくって大震災に備えていく、その気持ちがこの締結の議案上程につながったと評価しておるところでございます。賛成の立場で、私この議案については討論を終わらせていただきますが、どうか皆さんのご賛同をよろしくお願い申し上げまして、賛成討論に代えさせていただきます。

#### 川端龍雄議長

ほかに、反対討論される方はございませんか。

8番 玉津充君。

#### 8番 玉津充議員

議案第29号 紀北町立紀北中学校改築工事請負契約の締結についての議案に対して、反対討論をいたします。

反対の理由2つです。1つは、現在の立地の見直しが震災後されてないということについてであります。設計図面については震災前の図面で、それを訂正せずにそのまま実施をするということになっております。私はもう一度立ち止まって、それが本当にいいのだろうか、もうすでに施工が行われておるものであれば反対はいたしませんけど、まだこれからの事業でございます。もう一度立ち止まって、その辺がいいのかどうなのかということを討議する必要があるんでないかというふうに思っております。

2つ目には、この入札についてであります。議員の皆さん多くが地元業者の育成についての指摘がこの件でなされております。しかし、私はここで決断をしないとズルズルともの言うけれど現実にはならないと、改革をしていくためには強い決意で、ここから改革をしていくんだということを、是非皆さんも主張していただきたいというふうに思います。以上で反対討論といたします。

#### 川端龍雄議長

次に、賛成討論される方はございませんか。

6番 入江康仁君。

#### 6番 入江康仁議員

いろいろ意見を、後ろでガタガタ言うておる人もおるけど、本当に賛成討論、反対討論、教民の委員ばかりが多いですね。議長の許可をいただきましたんで、ただいまから議案29号の紀北町立紀北中学校改築工事請負契約の締結に関して、推進の立場から賛成討論を行います。

今回の紀北中学校の改築問題は、前奥山町長の紀北中学校を県立長島高校跡地に移転する

という計画のときから、私と当時議員だった尾上町長の2人が反対の立場をとってきました。当時の尾上議員は紀北中学校を県立長島高校跡に移転する予算に反対なされ、私は具体的に紀北中学校の生徒数にあったコンパクトな近代的な今の時代にあった施設の中で、紀北町の将来を担う生徒が学べる改築の推進の意見を述べてきたことから、この改築に関しては賛成を明確にし、強く推進を望むものである。

そして、当時議員であった尾上氏が町長選挙に立候補され、当選されました。紀北中学校の改築はその尾上町政の最初の大きな目玉となる事業であります。町政のトップになってすぐに大型事業にあたる紀北中学校の改築か移転かを判断し、決断するまでに私はいろいろと悩んだことも推測し、そのご苦勞に対して推進の立場から強く賛成を訴えるものであります。

しかし、議員の皆様から出ている3.11の東日本大震災に関する防災対策面の見直しの意見に対して、私も考えさせられるところがあります。その3.11の東日本大震災を教訓にする防災対策は、紀北町の全体を考えての総合防災対策でなければならないと思っております。一般質問でも質問したように、学校関連だけでも紀伊長島区では西小学校、東小学校、志子小学校、海野小学校、三浦小学校、また海山区に関しては引本小学校、引本幼稚園、矢口小学校、潮南中学校の総合的な移転場所の選定から始めなければならないと思っております。具体的には紀伊長島区の場合は、一般質問でも言ったように久賀坂トンネルを抜いて、そして老人ホーム移転改築を考え、その跡地を利用し、この際に西小学校、東小学校、志子小学校、赤羽小学校の統合を考え、そしてできれば海野小学校、三浦小学校も含めた統合を考えるべきではないかと思えます。

このように赤羽地区を紀伊長島区の学園都市と位置づけるような開発も必要かと思われまます。そして久賀坂トンネルを一本抜くことにより、紀北町の将来を担う大事な子どもたちの安全で安心な場所での教育環境ができるのではないだろうか。また久賀坂トンネルは赤羽地区の住民の願いでもあります。また海山区に関しては、引本小学校、引本幼稚園、矢口小学校に関しては海岸から離れた場所である船津地区あたりに移転場所を探すのが良いように思います。潮南中学校に関しては三船中学校校舎をベースにした統合を考えるべきではないかと考えます。

そして紀北中学校にかかわって、問題となっている出垣内地区住民の防災対策の避難路と、避難場所としての問題は台風や暴風雨に関しては十分に避難場所として使用できると思えます。問題は今叫ばれている東海地震、東南海地震、南海地震に対する津波対策であります。この問題は出垣内地区の自主防災会の方々、住民の方々の話し合いによる紀北中学校に近い

場所で、山に登れる避難路の新設で解決するのではないかと思います。いろいろと私なりの意見を述べさせていただきましたが、尾上町長に要望することとして賛成するものでございます。

また、このように私としても自分なりに高台等への場所の移転の意見を持っている議員の方々の気持ちもわかりますが、この紀北中学校の改築の計画は1年前から行われています。そして今回の3.11の東日本大震災は、この計画がまとめたあとに起こった千年に一度と言われる想定外の地震であり津波であります。この津波の問題以外は十分に議会、議員の聞き取りや意見が十分に反映されている設計図であり、計画であると思います。そういう観点から1日も早く工事にかかり、新しい紀北中学校の完成を望むものであります。また1年後に新しい校舎に入り、新しい教室での学習を楽しみにしている生徒たちのためにも、改築を1日たりとも遅らすことはないと思っております。そのためにも早期の請負契約が必要との考えのもと、今回の紀北町立紀北中学校改築工事請負契約の締結に対しての賛成討論とさせていただきます。

#### 川端龍雄議長

ほかに、反対討論される方はございませんか。

5番 瀧本攻君。

#### 5番 瀧本攻議員

議案第29号 紀北町立紀北中学校改築工事請負契約の締結について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

反対の方が3名みえまして、ほぼ私もその辺に賛同するところがあります。その点はもう割愛します。ただ1点ですね、地元の業者でできるということなのに、地元の業者オール企業ですけどね、それに汗をかいてないと思うんです。要するにその数あわせでやって執行部がやっている点、これは非常に正直言って憤りを感じます。そして時間がものすごくあったたわけですね。それを2カ月足らずでこういう議案を提案された。また、この学校は皆さんおっしゃるように早く建てれば生徒は喜びます。けども、今のスケジュールでいくと9月に入校されるということでございますので、先ほど前者議員も言ったように、12月で入れるようにしてもですね、今長校で十二分にやってみえるわけですから、一旦立ち止まってですね、考えるのも必要かと思います。それは先人の歴史の中でもこういう問題に対しては、一旦引くということも必要かと思います。この4人も反対しておるといことはですね、その民意がそこにあるということでございますので、どうぞよろしく願いいたします。



## 川端龍雄議長

ほかに、賛成討論される方はございませんか。

11番 東清剛君。

## 11番 東清剛議員

議案第29号 紀北町立紀北中学校改築工事請負契約の締結について、賛成の立場で討論をいたします。

本来は私はこれ反対討論をするのが、今までの流れではございますが、と申しますのは、私はもう現在地ではなく、旧長島高校跡地に庁舎と紀北中の併設をずっと押し進めました。それは一昨年、尾上町長が町長に当選され、昨年の1月の28日、また2月の5日にそれぞれの全協を開き、その中で尾上町長が決断されたのが現在地での改築、そのようなことでもございました。私も3月の定例会でも一般質問を行い、それについてのやっぱり反対はずっと貫いてまいりました。そういう中で尾上町長の思いが強く、議会の皆さんも設計予算、昨年度の設計予算、今年度の改築予算にも議会の団体意思としての決定がなされております。これは紛れもない事実でございます。たまたま、それでそのときのシュミレーションにしても津波に対しては6m強の津波に耐えられるように50cmほどの嵩上げも手当されております。

で、今回、東日本大震災、これは11m、10m以上の高さの津波が襲いました。これはそれこそ同僚議員も言ってますけども、千年に1回、そういう規模での震災に対して、それは危惧するのは当然わかります。今までの行政というのは堤防にしても高潮堤防、高潮、風水害に対しての備えを持っての堤防でございます。そういう中で当然、そういう中での生活をしています。我々は標高約2mから2.5m、高くて3mぐらいのところ皆さん生活しているはずでございます。そういう中でこの出垣内地区も3m、2.5ですか、それぐらいのものがありません。ですから、当然見直すのは結構なんですけども、生活するのにどのようなところがいいのか、それで千年に1回の規模のものに対応するのか、当然、東海、東南海、南海と三連動されたときに、予想されますけども、それは今までのシミュレーションを基にやりました。そういう中で決まっていることなものですから、是非、契約はもう淡々と行われて入札も行われた。そういう中ですから認めていただきたい。

それでまた、私は尾上町長の案に賛成できたのが、地場産業の活性化という意味で、地元材を活用したものをやっていただける。そういう中で、こういう約10億ですけど9億8,700万円、そういう中での材料費として4,600万円ぐらいのものがほかにもございます。それは行く行くの林業の活性化にもつながる。地元材の活用というのが含まれておりました。そう

いう中での設計案でございますので、私は賛成をいたします。

ただ、もう1つ懸念をしなければいけないのは、出垣内地区というのが私も前から言ってますけども、大雨での浸水地域なんです。これは津波じゃなしに、普段の大雨での浸水対策を十分にやらなければいけないということなんです。そういう中で、今の湛水防除、船付川一本で一番被害受けるのが山居地区にある湛水防除の、あそこに雨が全部集中して流れ込みます。あそこだけでの処理能力では足りないように思います。ですから、途中にやっぱり水路を1つ、中学校の脇でも1つをつくって、それで湛水防除の施設を早急に整備をしていただきたい。それが嵩上げをしないで普段の災害に対しての、千年に1回のことを考えてれば、なかなか事業がこれから進めないと思います。ですから、6 m以下のものの中でのものでございますので、この契約の案件には、締結には私は賛成をいたします。

川端龍雄議長

次に、反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で討論を終了し、採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第29号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

川端龍雄議長

挙手多数です。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

日程第7

川端龍雄議長

次に、日程第7 認定第1号 平成22年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第7 認定第1号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は、委員長報告のとおり認定とすることに決定しました。

---

川端龍雄議長

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可します。

尾上町長。

尾上壽一町長

6月議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月7日に開会されました本定例会では、本日まで終始熱心にご審議をいただきまして、提案いたしました案件、議案等につきまして、原案どおりご同意並びにご可決をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、国におきましては、東日本大震災の復旧等に充てる平成23年度第2次補正予算の編成が始まっているところでございます。早い時期に国会へ提出できるよう、作業を急いでいるということでございます。被災地が早急に復興することを心から願いますとともに、紀北町におきましても、より早く、災害に強い町にしていく必要を改めて実感しているところでございます。本定例会で議員の皆様からご指摘、ご提案いただきました防災等に関する課題につきましては、より早く、より高くを指針といたしまして、町民の皆様の命を守るべく自主防災会をはじめ、町民の皆様と協働で、また職員全員が一丸となって問題解決にあたりるとともに、安全で安心な町を築いていくための努力をしてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様には、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

日ごとに暑さの加わる頃となってまいりました。議員や住民の皆様におかれましては、健康に十分お気をつけいただきまして、ますますご活躍されることをお祈り申し上げまして、簡単ではございますが、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

#### 川端龍雄議長

以上で、本定例会の日程はすべて終了しました。6月7日以来、議員の皆様、また執行部の皆さんには長期間にわたり議会運営に対してご協力いただきましたことを、御礼申し上げます。

それではこれにて、平成23年6月紀北町議会定例会を閉会いたします。

(午後 0時 11分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 2 3 年 9 月 6 日

紀北町議会議長 川端龍雄

紀北町議会議員 中本 衛

紀北町議会議員 北村博司